令 和　 6年 度

# 業務設計書（公示用）

業務名：　橋梁長寿命化概略検討業務

---

令和　 6年　 7月　　単価適用

建設局　土木部　道路維持課　計画係

札幌市

# 位置図

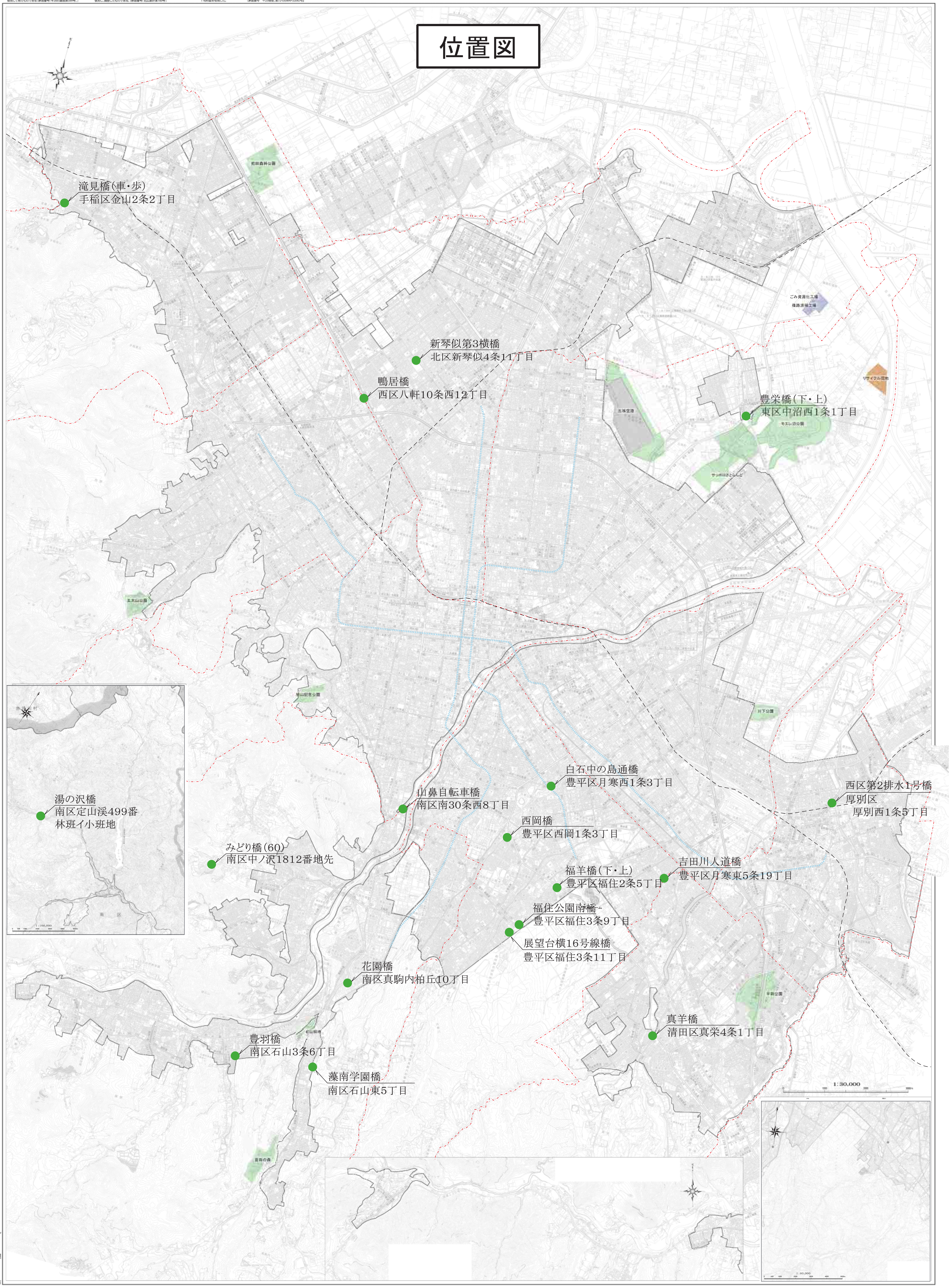

滝見橋(車・歩)
手稲区金山2条2丁目
新琴似第3横橋
北区新琴似4条11丁目
鴨居橋
西区八軒10条西12丁目
豊栄橋(下・上)
東区中沼西1条1丁目
湯の沢橋
南区定山渓499番
林班イ小班地
白石中の島通橋
豊平区月寒西1条3丁目
山鼻自転車橋
南区南30条西8丁目
西区第2排水1号橋
厚別区
厚別西1条5丁目
西岡橋
豊平区西岡1条3丁目
みどり橋(60)
南区中ノ沢1812番地先
吉田川人道橋
豊平区月寒東5条19丁目
福羊橋(下・上)
豊平区福住2条5丁目
福住公園南橋
豊平区福住3条9丁目
展望台横16号線橋
豊平区福住3条11丁目
花園橋
南区真駒内柏丘10丁目
真羊橋
清田区真栄4条1丁目
豊羽橋
南区石山3条6丁目
藻南学園橋
南区石山東5丁目
1:30,000
1:100,000
1:80,000
札
幌
市

# 令和6年度 橋梁長寿命化概略検討業務 橋梁一覧表

| No. | 橋梁コード | 区 | 橋名 | 上部形式 | 路線 | 道道:◎ 市道:○ | グループ | 架設年度 | 供用年数 | 橋長（m） | 幅員（m） | 橋梁面積（㎡） | 補修検討 | 塗膜調査 | 所在地 | 点検年度 | 健全性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 20081 | 北区 | 新琴似第3横橋 | PC橋 | 市道新琴似第3横線 | ○ | ④ | 1976 | 47 | 6.3 | 10.9 | 68.7 | ○ | | 北区新琴似4条11丁目 | 2023 | Ⅲ |
| 2 | 30054 | 東区 | 豊栄橋（下） | 鋼橋 | 道道札幌当別線 | ◎ | ② | 1992 | 31 | 40.2 | 17.5 | 703.5 | ○ | ○ | 東区中沼西1条1丁目 | 2023 | Ⅱ |
| 3 | 30054 | 東区 | 豊栄橋（上） | 鋼橋 | 道道札幌当別線 | ◎ | ② | 1995 | 28 | 40.2 | 17.5 | 703.5 | ○ | ○ | 東区中沼西1条1丁目 | 2023 | Ⅱ |
| 4 | 45074 | 厚別区 | 西区第2排水1号橋 | PC橋 | 管理橋 | － | ④ | 1998 | 25 | 4.0 | 6.0 | 24.0 | ○ | | 厚別区厚別西1条5丁目 | 2023 | Ⅲ |
| 5 | 50032 | 豊平区 | 福羊橋（下） | RC橋 | 市道羊ヶ丘線 | ○ | ④ | 1980 | 43 | 7.1 | 14.5 | 103.0 | ○ | | 豊平区福住2条5丁目 | 2023 | Ⅲ |
| 6 | 50032 | 豊平区 | 福羊橋（上） | RC橋 | 市道羊ヶ丘線 | ○ | ④ | 1980 | 43 | 7.1 | 14.5 | 103.0 | ○ | | 豊平区福住2条5丁目 | 2023 | Ⅲ |
| 7 | 50047 | 豊平区 | 白石中の島通橋 | 鋼橋 | 市道白石中の島線 | ○ | ② | 1998 | 25 | 22.9 | 19.0 | 435.1 | ○ | ○ | 豊平区月寒西1条3丁目 | 2023 | Ⅱ |
| 8 | 50059 | 豊平区 | 展望台横16号線橋 | PC橋 | 市道展望台横16号線 | ○ | ④ | 不明 | － | 6.5 | 11.0 | 71.5 | ○ | | 豊平区福住3条11丁目 | 2023 | Ⅲ |
| 9 | 50060 | 豊平区 | 西岡橋 | PC橋 | 市道西岡87号線 | ○ | ④ | 1974 | 49 | 10.4 | 8.0 | 83.2 | ○ | | 豊平区西岡1条3丁目49 | 2023 | Ⅲ |
| 10 | 50076 | 豊平区 | 福住公園南橋 | PC橋 | 市道福住3条9丁目1号線 | ○ | ④ | 1986 | 37 | 7.0 | 10.0 | 70.0 | ○ | | 豊平区福住3条9丁目 | 2023 | Ⅲ |
| 11 | － | 豊平区 | 吉田川人道橋 | 鋼橋 | 市道北野東月寒連絡線 | ○ | ④ | 不明 | － | 10.0 | 1.6 | 16.0 | ○ | ○ | 豊平区月寒東5条19丁目 | 2023 | Ⅲ |
| 12 | 55024 | 清田区 | 真羊橋 | PC橋 | 市道羊ヶ丘線 | ○ | ② | 1986 | 37 | 41.8 | 32.0 | 1337.6 | ○ | | 清田区真栄4条1丁目 | 2021 | Ⅱ |
| 13 | 60022 | 南区 | みどり橋（60） | RC橋 | 市道中ノ沢線 | ○ | ④ | 1966 | 57 | 4.7 | 7.0 | 32.9 | ○ | | 南区中ノ沢1812番地先 | 2023 | Ⅲ |
| 14 | 60075 | 南区 | 藻南学園橋 | 鋼橋 | 市道石山西岡南線 | ○ | ③ | 1982 | 41 | 33.9 | 6.0 | 203.4 | ○ | ○ | 南区石山東5丁目39－26番地 | 2022 | Ⅱ |
| 15 | 60078 | 南区 | 花園橋 | 鋼橋 | 市道柏ヶ丘南2号線 | ○ | ③ | 1995 | 28 | 40.2 | 10.5 | 422.1 | ○ | ○ | 南区真駒内柏丘10丁目 | 2022 | Ⅱ |
| 16 | 60081 | 南区 | 豊羽橋 | PC橋 | 市道石山宅造9号線 | ○ | ④ | 1982 | 41 | 13.7 | 12.0 | 164.4 | ○ | | 南区石山3条6丁目280－4番 | 2023 | Ⅲ |
| 17 | 60122 | 南区 | 山鼻自転車橋 | 鋼橋 | 道道滝野上野幌自転車道線 | ◎ | ③ | 1992 | 31 | 22.7 | 3.0 | 68.1 | ○ | ○ | 南区南30条西8丁目304番 | 2023 | Ⅱ |
| 18 | 60152 | 南区 | 湯の沢橋 | RC橋 | 道道京極定山渓線 | ◎ | ④ | 不明 | － | 11.2 | 6.5 | 72.8 | ○ | | 南区定山渓499番林班イ小班地 | 2023 | Ⅲ |
| 19 | 70098 | 西区 | 鴨居橋 | 鋼橋 | 道道前田新川線 | ◎ | ② | 1993 | 30 | 50.0 | 14.0 | 700.0 | ○ | ○ | 西区八軒10条西12丁目 | 2023 | Ⅱ |
| 20 | 75037 | 手稲区 | 滝見橋（車） | PC橋 | 市道滝見町線 | ○ | ① | 1971 | 52 | 31.6 | 8.0 | 252.8 | ○ | | 手稲区金山2条2丁目 | 2022 | Ⅱ |
| 21 | 75037 | 手稲区 | 滝見橋（歩） | 鋼橋 | 市道滝見町線 | ○ | ① | 1985 | 38 | 31.3 | 3.0 | 93.9 | ○ | | 手稲区金山2条2丁目 | 2022 | Ⅱ |

| （　　） | 業務名 | 橋梁長寿命化概略検討業務 |
|---|---|---|

1．積算金額

| 区　分 | | 設計金額　（円） |
|---|---|---|
| 業　務　委　託　費 | | |
| 内訳 | 業 務 価 格 | |
| | 消費税相当額 | |

札幌市

# 業務説明書

１．概要

橋梁長寿命化概略検討：一式

２．場所　　別紙のとおり

３．期間　　契約書に示す着手の日から令和 7年 3月24日までとする。

４．図面　　なし

５．仕様書　　札幌市橋梁長寿命化修繕計画、札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市土木工事共通仕様書、土木工事標準設計図書、歩道施工ガイドライン、札幌市橋梁長寿命化設計施工ガイドライン、北海道における鋼道路橋の設計および施工指針（北海道土木技術会鋼道路橋研究委員会）、北海道におけるコンクリート構造物の性能保全技術指針（北海道土木技術協会コンクリート研究委員会）、その他関係資料および特記仕様書による。

６．特記仕様書　別添のとおり。

札幌市

# 橋梁長寿命化概略検討業務仕様書

## 1. 総則

本仕様書は、札幌市が実施する「橋梁長寿命化概略検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本業務は、本仕様書によるほか、**9.その他関連資料**等に準拠し、またその他関係諸法規を順守して行なうものとする。

## 2. 業務の目的

本業務は、札幌市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁補修工事の実施設計業務を発注するため、過年度点検結果及び現地踏査を基に調査・設計項目を選定することを目的とする。

## 3. 主任設計者・照査技術者

受託者は、本業務における主任設計者及び照査技術者を定め、委託者に通知しなければならない。

本業務の主任設計者及び照査技術者は、どちらとも下記の資格要件（Ⅰ）を満たす者とする。

| | |
|---|---|
| 資格要件（Ⅰ） | 技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート、総合技術管理部門－建設－鋼構造及びコンクリート）、RCCM（鋼構造及びコンクリート）のいずれかの資格保有者。 |

主任設計者は、契約図書に基づき本業務に関する技術上の管理を行なうものとする。また屋外における業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずる者を含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行なうとともに、本業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

照査技術者は、設計図書に定める又は担当職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行なうとともに、照査技術者自身による照査を行なわなければならない。

なお、主任設計者と照査技術者の兼任は不可とする。

## 4. 再委託の禁止

受託者は、本業務における主たる部分を再委託してはならない。主たる部分とは下記にあげるようなものをいう。

(1)設計計画、業務遂行管理

(2)現地踏査

(3)調査、設計項目の選定等の技術的判断

(4)報告書のとりまとめ

## 5. 業務内容

5.1 概略検討業務

（1）計画準備

業務計画書を作成し、当該業務の実施方針、実施方法、取りまとめ方法等を明確にする。また、橋梁台帳、過年度定期点検結果、補修履歴等の資料収集・整理を行う。

（2）実施設計時の調査・設計項目の選定

1）現地踏査

現地踏査を行い実施設計業務の調査・設計項目選定等に係る条件の確認を行うとともに、工事

実施の際の施工条件の確認を行う。また、貸与する過年度の定期点検結果との比較を行い、損傷の状況等を把握する。また、必要に応じて概略補修数量算出のための計測等を行う。

2）調査・設計項目の選定

現地踏査、過年度定期点検結果より、対象橋梁毎に実施設計時の調査・設計項目を選定する。それを基に実施設計発注のための数量調書を作成し、作成した資料を補修実施設計一覧表として取りまとめる。その際見積等が必要な特殊な調査・設計項目がある場合は、個別に見積書及び仕様書を作成する。

（3）報告書作成

本業務の成果として、上記項目について取りまとめ、報告書を作成する。また、対象橋梁毎に作成した補修実施設計一覧表を取りまとめる。この一覧表には、橋梁概要、過年度定期点検結果概要（損傷概要）、実施設計発注時の調査・設計項目（数量調書）、実施設計への申し送り事項等を記載する。

（4）照査

調査・設計項目の選定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。また、基本条件が適切に反映されているのか照査を行う。

5.2 塗膜調査（アスベスト含有調査）

当該役務において、調査対象とする化学物質の判定方法は以下とする。

・アスベスト分析（定性）

JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2

5.3 打合せ

業務における打ち合わせは、初回・中間２回・最終の計４回とする。

①初回：着手時打合せ

②中１：現地踏査結果について

③中２：調査・設計項目の選定結果について

④最終：成果品（案）について

5.4 設計留意書の作成

概略設計を通じて得た着目点、留意点等について実施設計時に検討すべき提案をとりまとめた生産性向上設計留意書を作成する。

## 6. 成果品

以下の成果品を納品すること。

(1) 報告書（業務報告書）　　１部

(2) 補修実施設計一覧表　　１部（橋梁毎）

(3) 電子データ（CD-R 等）　　１部

・pdf データ　一式、オリジナルファイル（Excel、Word、CAD データ等）　一式

(4) その他、業務担当者が必要と認めるもの。また、業務を進めるうえで、設計会社や施工業者

から入手した図面等の資料がある場合は、それらを電子化して成果品に含めること。

## 7. 環境負荷低減への取組み

・本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
・両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
・業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 8. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」によるものとする。なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

## 9. その他

・近年の技術の進歩を考慮し、本橋の補修に資すると考えられる工法について、最新の知見を反映すること。
・本業務の実施にあたり、新技術・新材料等について活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに努めること。
・本業務ほか、引き続き行われる実施設計、補修工事については、札幌市橋梁長寿命化修繕計画に基づき進めることとなるが、補修工法の考え方については、札幌市橋梁長寿命化設計施工ガイドラインを基本としているため参考とすること。
・橋梁本体以外（周辺照明設備、ロードヒーティング設備、橋梁前後アプローチ部の舗装・袖擁壁、護岸構造物、添架物件、投物防止柵等）についても、過年度の点検結果、現地踏査結果などを基に補修の対象として検討すること。なお、対応の要否については、監督員と別途協議すること。
・現地踏査の結果、補修箇所以外で付属物が干渉している等改善した方が良い箇所が確認された場合は、監督員に報告し、成果に反映させること。
・業務内容について、不明な点、疑義が生じた場合には、監督員と協議すること。
・本業務で知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。

## 10. その他関連資料

1）札幌市橋梁長寿命化修繕計画 令和４年 12 月（http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/doroiji/）
2）札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市土木工事共通仕様書、土木工事標準設計図集、
歩道施工ガイドライン
3）札幌市橋梁長寿命化設計施工ガイドライン　令和５年２月
4）札幌市橋梁長寿命化実施設計手順書(案)　平成 29 年３月
5）北海道における鋼道路橋の設計および施工指針
平成 24 年１月　北海道土木技術会鋼道路橋研究委員会
6）北海道におけるコンクリート構造物の性能保全技術指針

7）公社)日本道路協会発行の各種基準、示方書、指針、便覧、等

8）一社)日本建設機械施工協会、一社)日本橋梁建設協会等で発行する図書

9）道路設計要領　北海道開発局

１０）道路事業設計要領　北海道建設部

【別記】

# 個人情報の取扱いに関する特記事項

## （工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第１条　受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第２条　受託者は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第３条　受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

２　受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

４　受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

６　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４条　受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

２　受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

３　受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第５条　受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託）

第６条　受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

２　受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

３　委託者が第１項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　委託者が第１項及び第２項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７条　受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第８条　受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

(4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第９条　受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）
第１０条　受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）
第１１条　受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
２　受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
３　受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受託者は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
５　受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１２条　受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）
第１３条　委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
２　委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）
第１４条　受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

２　受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第１５条　委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

２　受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１６条　受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式１－１】

# 個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

## （工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

令和　　年　　月　　日

（会社名等）……

（代表者氏名）……

工事等名称：……

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

１　個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

□　個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出

□　契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

２　個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記１により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

（総括保護管理者）……

（保護管理者）……

□基本方針等に記載がある（該当する場合は□欄にチェック）

３　従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

□　従事者名簿

| 所　属 | 役　職 | 氏　名 | 秘密保持誓約 |
|---|---|---|---|
| | | | □誓約書を徴した |
| | | | □誓約書を徴した |
| | | | □誓約書を徴した |
| | | | □誓約書を徴した |

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記３(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記３(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

□　秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出

□　従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4　管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称

施錠装置　　□　有り　　□　無し

その他（　　）

5　セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

□　取り扱うことができる従業者を定めている。

□　セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

□　施錠できる耐火金庫等に保管している。

□　電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。

□　その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

6　事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）

7　情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

□　情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。

□　複数人で持ち運ぶこととしている。

□　その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

【様式５】

# 個人情報取扱状況報告書

## （工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

年　　月　　日

札幌市長　　様

住　所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

| | |
|---|---|
| 受託業務名 | |
| 受託期間 | |
| 対象期間 | |

安全管理対策の実施状況

１　当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。

(1) 従業者の指定等（変更なし・変更あり）

(2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）

(3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）

(4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり）
　○（発生した場合）事件・事故の状況：

(5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり）
　○（実績ある場合）概要：

(6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）

２　その他特記事項等